- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発 電所2号炉工事計画)(117)
- 2. 日 時: 令和3年4月15日 15時30分~18時20分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室(一部TV会議システムを利用)
- 4. 出席者: (※ TV会議システムによる出席) 原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、 服部安全審査専門職、山浦技術参与 技術基盤グループ 地震・津波研究部門 堀野技術参与※

東北電力株式会社:

原子力本部 原子力部 課長、他1名原子力本部 原子力部 課長、他5名※

5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「耐震基本方針」について、提出資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、 今後、説明内容について引き続き確認することとした。
- <機器・配管系の耐震設計における剛柔判定を行う固有周期について>
 - 現行の動的解析法の妥当性確認について、検討対象設備の選定条件の考え方を整理して説明すること。
- <耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相違点の整理について>
 - ベント管等の原子炉格納容器ベント系設備の耐震評価について、既工認 と今回工認での入力条件の考え方の違いを整理して説明すること。
- (3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、 「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」(令和3年3 月24日 第67回原子力規制委員会配付資料1)に基づき、一部対面で実施し た。

6. その他

提出資料:

- (1) 女川 2 号工認 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針)(O2-他 -F-19-0004 改12)
- (2) 補足-600-7 機器・配管系の耐震設計における剛柔判定を行う固有 周期について(O2-補-E-19-0600-7_改0)
- (3) 補足-600-38 東北地方太平洋沖地震等による影響を踏まえた機器・配管系の耐震設計への反映事項について(O2-補-E-19-0600-38 改1)
- (4) 補足-600-2 耐震評価対象の網羅性, 既工認との手法の相違点の整理について(O2-補-E-19-0600-2 改3)

以上